

豊橋市地域防災計画

—風水害等災害対策計画—

目次

第 1 編 総則

第 1 章	計画の目的	9
第 1 節	計画の目的	
第 2 節	計画の性格	
第 3 節	計画の構成	
第 4 節	災害の想定	
第 2 章	基本理念及び重点を置くべき事項	12
第 1 節	防災の基本理念	
第 2 節	重点を置くべき事項	
第 3 章	各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	14
第 1 節	実施責任	
第 2 節	処理すべき事務又は業務の大綱	

第 2 編 災害予防

第 1 章	防災協働社会の形成推進	29
第 1 節	防災協働社会の形成推進	
第 2 節	自主防災組織・ボランティアとの連携	
第 3 節	企業防災の促進	
第 2 章	水害予防対策	35
第 1 節	河川防災対策	
第 2 節	雨水出水対策	
第 3 節	海岸防災対策	
第 4 節	浸水想定区域における対策	
第 5 節	地下空間の浸水対策	
第 6 節	農地防災対策	
第 7 節	地盤沈下の防止	
第 3 章	土砂災害等予防対策	44
第 1 節	土地利用の適正誘導	
第 2 節	土砂災害の防止	
第 3 節	土砂災害対策	
第 4 節	治山対策	
第 5 節	要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	
第 6 節	宅地造成の規制誘導	
第 7 節	被災宅地危険度判定の体制整備	
第 4 章	事故・火災等予防対策	53
第 1 節	海上災害対策	
第 2 節	鉄道災害対策	
第 3 節	道路災害対策	
第 4 節	危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策	
第 5 節	林野火災対策	
第 6 節	地下街等の保安対策	

第 5 章	建築物等の安全化	61
第 1 節	交通関係施設対策	
第 2 節	ライフライン関係施設対策	
第 3 節	文化財保護対策	
第 4 節	防災建造物整備対策	
第 6 章	都市の防災性の向上	69
第 1 節	都市計画のマスタープラン等の策定	
第 2 節	防災上重要な都市施設の整備	
第 3 節	建築物の不燃化の促進	
第 4 節	市街地の面的な整備・改善	
第 7 章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	72
第 1 節	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
第 2 節	必需物資の確保対策	
第 8 章	避難行動の促進対策	81
第 1 節	気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	
第 2 節	緊急避難場所及び避難路の選定	
第 3 節	避難情報の判断及び伝達マニュアルの作成	
第 4 節	避難誘導等に係る計画の策定	
第 5 節	避難に関する意識啓発	
第 9 章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	89
第 1 節	避難所の指定・整備	
第 2 節	要配慮者支援対策	
第 3 節	帰宅困難者対策	
第 10 章	広域応援・受援体制の整備	97
第 1 節	広域応援・受援体制の整備	
第 2 節	応援部隊等に係る広域応援体制の整備	
第 3 節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	
第 4 節	防災活動拠点の確保等	
第 11 章	防災訓練及び防災意識の向上	101
第 1 節	防災訓練の実施	
第 2 節	防災のための意識啓発・広報	
第 3 節	防災のための教育	
第 12 章	その他の災害の予防対策	108
第 1 節	火災予防対策	
第 2 節	水防対策	
第 3 節	臨海部の災害対策	
第 4 節	ガス事故対策	
第 5 節	電気事故対策	
第 6 節	企業の防災対策	
第 13 章	防災に関する調査研究の推進	112
第 14 章	地区防災計画	113

第 3 編 災害応急対策

第 1 章	活動態勢（組織の動員配備）	114
第 1 節	豊橋市の活動態勢	
第 2 節	県及び防災関係機関の活動体制の整備	
第 3 節	職員の派遣要請	
第 4 節	災害救助法の適用	
第 2 章	避難行動	120
第 1 節	気象警報等の発表、伝達	
第 2 節	避難情報	
第 3 節	住民等の避難誘導等	
第 4 節	広域避難	
第 3 章	災害情報の収集・伝達・広報	133
第 1 節	被害状況等の収集・伝達	
第 2 節	通信手段の確保	
第 3 節	広報	
第 4 章	応援協力・派遣要請	144
第 1 節	応援協力	
第 2 節	応援部隊等による広域応援等	
第 3 節	自衛隊の災害派遣	
第 4 節	ボランティアの受入	
第 5 節	労務供給	
第 6 節	防災活動拠点の確保	
第 5 章	救出・救助対策	165
第 1 節	救出・救助活動	
第 2 節	災害救助	
第 3 節	海上における避難救出活動	
第 4 節	航空機等の活用	
第 6 章	医療救護・防疫・保健衛生対策	174
第 1 節	医療救護	
第 2 節	防疫・保健衛生	
第 7 章	交通の確保・緊急輸送対策	185
第 1 節	道路交通規制等	
第 2 節	道路施設対策	
第 3 節	港湾・漁港施設対策	
第 4 節	鉄道施設対策	
第 5 節	緊急輸送手段の確保	
第 8 章	水害防除対策	199
第 1 節	水防	
第 2 節	防災営農	
第 3 節	流木の防止	
第 9 章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	206
第 1 節	避難所の開設・運営	
第 2 節	要配慮者支援対策	
第 3 節	帰宅困難者対策	

第 10 章	水・食品・生活必需品等の供給	212
第 1 節	給水	
第 2 節	食品の供給	
第 3 節	生活必需品の供給	
第 11 章	環境汚染防止及び地域安全対策	219
第 1 節	環境汚染防止対策	
第 2 節	地域安全対策	
第 12 章	遺体の取扱い	221
第 1 節	遺体の捜索	
第 2 節	遺体の処理	
第 3 節	遺体の埋火葬	
第 4 節	整備保存すべき帳簿	
第 13 章	ライフライン施設等の応急対策	225
第 1 節	電力施設対策	
第 2 節	ガス施設対策	
第 3 節	上水道施設対策	
第 4 節	工業用水道施設対策	
第 5 節	下水道施設対策	
第 6 節	通信施設の応急措置	
第 7 節	郵便業務の応急措置	
第 8 節	ライフライン施設の応急復旧	
第 14 章	海上災害対策	234
第 15 章	航空災害対策	241
第 16 章	鉄道災害対策	246
第 17 章	道路災害対策	250
第 18 章	危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	254
第 1 節	危険物等施設	
第 2 節	危険物等積載車両	
第 3 節	危険物等積載船舶	
第 4 節	環境汚染防止対策	
第 19 章	高圧ガス災害対策	258
第 1 節	高圧ガス施設	
第 2 節	高圧ガス積載車両	
第 3 節	高圧ガス積載船舶	
第 4 節	環境汚染防止対策	
第 20 章	火薬類災害対策	260
第 1 節	火薬類関係施設	
第 2 節	火薬類積載車両	
第 3 節	火薬類積載船舶	
第 4 節	環境汚染防止対策	
第 21 章	大規模な火事災害対策	264
第 22 章	林野火災対策	267
第 23 章	地下街等における都市ガス災害対策	271
第 1 節	地下街等における都市ガス災害対策	
第 2 節	大規模他工事によるガス事故対策	

第 24 章	住宅対策	275
第 1 節	被災宅地の危険度判定	
第 2 節	被災住宅等の調査	
第 3 節	公共賃貸住宅等への一時入居	
第 4 節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	
第 5 節	住宅の応急修理	
第 6 節	障害物の除去	
第 25 章	学校における対策	281
第 1 節	気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	
第 2 節	教育施設及び教職員の確保	
第 3 節	応急な教育活動についての広報	
第 4 節	学校給食対策	
第 5 節	教科書・学用品等の給与	
第 26 章	その他災害の応急措置	286
第 1 節	土砂災害に対する警戒	
第 2 節	電気事故に対する応急措置	
第 3 節	警戒区域の設定	

第 4 編 災害復旧・復興

第 1 章	復興体制	288
第 1 節	復興本部の設置等	
第 2 節	復興計画等の策定	
第 3 節	職員の派遣要請	
第 2 章	公共施設等災害復旧対策	290
第 1 節	公共施設災害復旧事業	
第 2 節	激甚災害の指定	
第 3 節	暴力団等への対策	
第 3 章	廃棄物処理対策	295
第 1 節	災害廃棄物処理対策	
第 2 節	産業廃棄物処理対策	
第 4 章	被災者等の生活再建等の支援	299
第 1 節	罹災証明書の交付等	
第 2 節	被災者への経済的支援等	
第 3 節	金融対策	
第 4 節	住宅等対策	
第 5 節	労働者対策	
第 5 章	商工業・農林水産業の再建支援	307
第 1 節	商工業の再建支援	
第 2 節	農林水産業の再建支援	

